

近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録制度実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、「近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録制度」（以下「本制度」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。
- 2 本制度は、環境省の重点対策加速化事業を活用して実施される太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入事業に積極的に協力することを宣言する事業者を登録し、その内容を公表することで、近畿地方の重点対策加速化事業活用による再生可能エネルギー設備の導入を促進し、ひいては近畿地方のカーボンニュートラル実現の機運を高めることを目的とする。

(宣言の登録申請)

- 第2条 本制度に申請をする者は、「近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録申請書」（様式第1号）を環境省近畿地方環境事務所（以下「近畿地方環境事務所」）に提出しなければならない。

(宣言の登録)

- 第3条 近畿地方環境事務所は、第2条の規定による登録申請を受け、適当と認めた場合には、近畿地方環境事務所のウェブサイトにて、当該申請に係る者を宣言登録を受けた事業者（以下「宣言事業者」という。）として掲載する。

(登録期間)

- 第4条 登録期間は、第3条の規定による登録の日から当該年度末までとし、第9条の規定による登録の取消事由がないと認めるときは、毎年度、自動的に更新し、その期限は、2030年度末までとする。

(近畿地方環境事務所による支援)

- 第5条 近畿地方環境事務所は、宣言事業者への支援として、近畿地方環境事務所のウェブサイト等への宣言事業者の登録内容の掲載、近畿地方環境事務所が作成する資料の提供及び重点対策加速化事業を実施する自治体等に対する登録内容の情報提供等を行う。

(法令の遵守等)

- 第6条 宣言事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号）に基づき、適正な執行を確保しなければならない。

2 宣言事業者は、別に定める利用規約に基づき、第5条の資料を利用することができる。

(宣言事業者による協力)

第7条 宣言事業者は、近畿地方環境事務所が求める場合には、取組状況の報告等の協力を行う。

(登録内容の変更)

第8条 本制度の登録内容について変更しようとする宣言事業者は、「近畿地方再エネ導入促進のための協力宣言事業者登録内容変更届出書」(様式第2号)を近畿地方環境事務所に提出する。

(登録の取消)

第9条 近畿地方環境事務所は、次のいずれかに該当すると認めるときは、宣言事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 宣言事業者から、登録取消の申し出があったとき
- (2) 宣言事業者が解散又は破産したとき
- (3) 法人等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員との関係があると認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められる場合
- (6) その他、第三者に不利益をもたらす等、登録を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(事務局)

第10条 事務局を、環境省近畿地方環境事務所地域脱炭素創生室に置く。

(雑則)

第11条 本要綱に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、近畿地方環境事務所が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月4日から施行する。